

介護保険施設・事業所における感染対策等の留意点について（倉敷市）

1 感染対策の徹底

- ・ 常日頃からのマスクの着用
- ・ ケア提供前後や何かに触れた際の手指衛生
- ・ 清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒
- ・ 発熱が認められる利用者にケアを行う場合（通所系では利用を控えてもらいます）には、エプロンを着用の上、必要時には手袋を着用し実施
- ・ 飛沫感染のリスクが高い状況（食事介助や口腔ケア等）では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、長袖ガウン等を着用

介護現場における感染対策の手引き（第2版）から抜粋（一部修正）

目・鼻・口を守り、手指消毒を行うことが、感染拡大の防止に有効とされています。適切な対策を取っておらず、施設・事業所内で陽性者が発生した場合、複数の職員が濃厚接触者に該当し、事業継続ができなくなる恐れがあるため、以下を参考に適切な対策をお願いいたします。

<職員の目の保護について>

職員の方は、食事介助や口腔ケア等の飛沫感染のリスクが高い状況では、ゴーグルやフェイスシールド（以下、「アイガード」という。）を着用してください。なお、入所者（利用者）がマスクを着用できない場合については、飛沫感染のリスクにかかわらず、常時アイガードを着用してください。

<個人用防護具（PPE）について>

職員が、陽性者の介護を行った際に着用していたガウンや手袋を着用したまま、清潔区域に行き、他の入所者（利用者）の介護を行ったことから、清潔区域が汚染され、入所者（利用者）や職員へ感染が拡大した事例がありました。汚染区域を離れる際には、着用していたPPEを破棄（アイガードは消毒）することを徹底してください。

<手指消毒について>

職員の方は、1ケア1手洗い（消毒）が必須です。なお、ポンプ式のアルコールを使用する際は、ポンプを一番下まで押し切ってください。（押し切らないと消毒に適量なアルコールが出てきません。）

2 職員の勤務するフロア等の固定

ゾーニングによる清潔区域と汚染区域のエリア分けは、とても重要です。患者間の感染をふせぐために個室管理することや決められた人が患者のケアをすることで、利用者への二次感染を防ぐことも重要ですが、職員自身が感染源となつては本末転倒です。職員が不足すると、様々な仕事を掛け持ちすることもあります。ゾーニングのエリアを明確にして、職員が守らなければ施設内に感染症がまん延します。

介護現場における感染対策の手引き（第2版）から抜粋

倉敷市内の施設系サービスにおいて、職員が複数のフロア又は複数のユニットで勤務していたことから、感染が拡大したという事例がありました。

可能な限り、施設・事業所内にて陽性者が発生していない場合であっても、職員が勤務するフロア又はユニットは固定し、感染拡大の危険を抑える対応をお願いいたします。

3 管理者の役割

職員の健康管理にも留意し、感染症が疑われる症状があるときは、速やかに医療機関の受診を勧めるなどの助言を行いましょう。

例) 職員が体調不良であることを訴えやすく、体調不良者への周囲の対応が差別的とならぬよう、日頃より連絡・相談がしやすい雰囲気づくりに努める。

介護現場における感染対策の手引き（第2版）から抜粋

体調不良であったにもかかわらず、介護業務を行い、その後施設・事業所内で感染が拡大した事例がありました。体調不良であることを訴えにくい環境、このくらいの体調不良なら大丈夫だろうという油断が感染拡大を招きます。

管理者の方は、職員の検温を出勤時だけでなく退勤時にも行う等、体調の変化を見逃さない体制を整え、また、体調不良の職員がいた場合は速やかに休暇を取らせるなど、職員の健康管理を徹底してください。

4 報告

PCR検査等の結果、入所者（利用者）または職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが確認できた場合は、速やかに指導監査課へ報告してください。

休日等の場合は、宿直を通じ、指導監査課への報告をお願いいたします。

指導監査課 電話：086-426-3297

宿直 電話：086-426-3033